

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 2月 9日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	1号機タービン建屋大物搬入口付近の屋外における境界フェンス取り外し作業中、協力企業の作業員が脚立から落下・転倒し負傷したため、救急車にて病院へ搬送	A	2月8日公表済 (PDF13kB)

その他： 19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	給復水系インターコンデンサ水室1次ベント弁の浸透探傷検査時、弁座シート面に指示模様（ブローホール）が認められたため、当該シート面を補修	D	
2	1号機	復水器真空ポンプ入口電動弁等（2台）の駆動部点検時、接続ケーブルのフレキシブル電線管に損傷及び外れが認められたため、当該電線管を交換	D	
3	1号機	燃料取出し作業中、燃料交換機地上操作卓上のキースイッチに接触不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
4	1号機	低圧タービン（A）ローターの浸透探傷検査時、第18段ワイヤの銀口ウ部に指示模様が認められたため、当該部を補修	A	4月4日再審議にてグレード変更「D→A」
5	1号機	原子炉建屋地階トラス室内において、ドライウェル機器ドレン移送配管切断部からの漏水による水溜まりが認められたため、対応検討	B	
6	1号機	発電機防災用窒素ガス減圧弁後弁（2台）において、グラウンド部より窒素ガスの微少リークが認められたため、当該部を点検・調整	D	
7	2号機	当所構内の屋外にある協力企業の資材置き場において、仮置き保管されていた電源ケーブル（2号機の放射線管理区域内から搬出されたもの）が、所在不明になったことが認められたため、対応検討	B	2月8日公表済 (PDF15kB)
8	3号機	残留熱除去海水系の残留熱除去ポンプ（B）メカシールクーラー入口弁の点検・調整時、ボンネットより海水の漏えい（1滴/秒程度）が認められたため、修理を検討	C	
9	4号機	タービン建屋換気空調系排風機（HVE4-5）の点検時、軸受ケースと軸受の間隙寸法値に設計値外れ（2箇所）が認められたため、当該部品を交換	D	
10	4号機	非常用ディーゼル発電機（4A）補助海水サイホンブレイカー入口弁等（2台）において、フランジナットに腐食が認められたため、当該ナットを点検・修理	D	
11	5号機	制御棒1ノッチ挿入・引抜確認試験のための引抜操作時、2ノッチ連続で引抜けたことが認められたため、対応検討	C	
12	5号機	米国の原子燃料工場において、5号機用に製作中の燃料集合体を移動させるため吊り上げた際、燃料保持金具の底部と当該燃料の上部タイプレートを接触させたことが認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	制御棒駆動水圧系制御ユニット（10-15）のスクラム電磁弁において、異音（うなり音）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（B）において、過負荷トリップが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
15	6号機	主復水器細管洗浄装置（B1）において、回収率の著しい低下が認められたため、当該装置を点検及び対応検討	D	
16	6号機	気体廃棄物処理系プロセス放射線モニタバイアルサンプルにおいて、サンプル採取用弁駆動用空気フィルタレギュレータにエアリークが認められたため、当該レギュレータを点検・修理	D	
17	集中環境施設	所内用圧縮空気系の除湿装置再生時、排気サイレンサの腐食による排気のリークが認められたため、当該サイレンサを点検・修理	D	
18	集中環境施設	高温焼却炉窒素製造装置において、空気槽点検口の蓋押さえ金具に僅かな位置ずれが認められたため、当該金具を点検・修理	D	
19	その他	気象観測データの確認時、湿度測定値に異常な低下が認められたため、当該湿度計の検出部・ケーブル等を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで